

2023年4月3日

岐阜市東興町27番地  
株式会社中広  
代表取締役 大島 斉

株式会社中広による株式会社アド通信社西部本社の吸収合併に係る事後開示  
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書類)

当社(以下「甲」という。)を吸収合併存続会社、株式会社アド通信社西部本社(本店所在地:北九州市小倉北区堺町一丁目3番15号)(以下「乙」という。)を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本件吸収合併」という)を行いました。

本件吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

## 記

### 1. 本件吸収合併が効力を生じた日

2023年4月1日

### 2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項

#### (1) 反対株主の差止請求手続について(会社法第784条の2)

乙は、甲の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

#### (2) 反対株主の株式買取請求手続について(会社法第785条)

乙は、甲の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

#### (3) 新株予約権買取請求手続について(会社法第787条)

乙は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

#### (4) 債権者異議手続について(会社法第789条)

乙は、会社法第789条第2項の規定に従い、2023年2月28日付の官報及び2023年2月28日付の電子公告において、債権者に対し本件吸収合併に対する異議申述の催告を行いました。所定の期間内に債権者から異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第796条の2）

甲において本件吸収合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第797条）

甲において本件吸収合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第799条）

甲は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に従い、2023年2月28日付の官報及び電子公告において、債権者に対し本件吸収合併に対する異議申述の催告を行いましたが、所定の期間内に債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 本件吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である2023年4月1日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記（吸収合併による変更の登記）をした日  
2023年4月6日（予定）

7. その他本合併に関する重要な事項

該当時効はありません。

以上